

入札予報

物 品 番 号	令和年3度 第64号	
物 品 名 称	空き缶（スチール缶、アルミ缶）の売却	
納 入 場 所	別紙仕様書のとおり	
履 行 期 間 (納 入 期 限)	令和3年5月1日から 〃 日開 令和3年7月31日まで	
入 札 日 時	令和3年4月22日 午前10時15分 執行	
入 札 場 所	長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ工場棟3F 研修室	
No.	業 者 名	物品概要
1	(有)国城商店	空き缶(スチール缶、アルミ缶)の売却
2	(株)なんでも屋	
3	(有)山口屋	
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

入 札 書

物品番号 令和3年度 第64号

件 名 空き缶（スチール缶・アルミ缶）の売却

(単位：円)

売却品目	売却予定数量(A)	単価(B)	(A)×(B)
スチール缶	45,000 kg	1 kg当り 円	①
アルミ缶	23,000 kg	1 kg当り 円	②
入札金額【合計金額 (①+②)】			

※ 上記入札金額は、契約予定金額の110分の100に相当する金額(消費税額抜き)である。

※ 逆有償の場合（湖北広域行政事務センターが引き取りに要する費用を支払う場合）は、『▲ ○○円』と表示すること。

上記金額をもって請け負いたいので、仕様書、契約書案、湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号）及び入札心得ならびに指示事項を承知して入札します。

令和3年4月22日

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

代理人氏名

⑩

湖北広域行政事務センター
管理者 若林 正道 様

委 任 状

契約担当者 湖北広域行政事務センター 管理者 若林 正道 様

1 物 品 番 号 令和年3度 第64号

2 物 品 名 称 空き缶（スチール缶、アルミ缶）の売却

私は上記の入札（見積）について、次の者を代理人と定め一切の権限を委任いたします。

令和3年4月22日

住 所

委任者 商号又は名称

代表者氏名

印

受任者 代理人氏名

印

（代理人の使用印を押印する。）

令和 年 月 日

入 札 辞 退 届

湖北広域行政事務センター 管理者 若林 正道 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 物 品 番 号 | 令和年3度 第64号 |
| 2 | 物 品 名 称 | 空き缶（スチール缶、アルミ缶）の売却 |
| 3 | 納 入 場 所 | 別紙仕様書のとおり |
| 4 | 入 札 日 時 | 令和3年4月22日 午前10時15分 執行 |

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札参加を辞退します。

辞退理由

※1 この届は、入札執行前に総務課（〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地）に直接持参するか郵送又はFAXにて提出（入札日までに到達するものに限る。）してください。

※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名・押印をしてください。

※3 電車等の遅れや、やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず、総務課に提出してください。

※4 入札を無断で辞退することがないように十分留意してください。

空き缶の売却に係る仕様書

1. 目的

本仕様書は、湖北広域行政事務センター（以下「当センター」という。）が収集している資源ごみのうち空き缶の売却について定めることを目的とする。

2. 売却品目および予定数量（契約期間内）

スチール缶 45,000kg

アルミ缶 23,000kg

予定数量は、令和2年度の実績に基づくものであり、変動することがある。

3. 業者決定方法

上記予定数量に見積単価を乗じた合計価格が当センターにとって、最も有利（有償の場合は最も高額、逆有償の場合は最も低額）な業者を落札者とする。

4. 契約方法

消費税額を含む各品目の1kg当たりの単価

5. 契約期間

令和3年5月1日から令和3年7月31日まで

6. 搬入車輛

4t プレスパッカー車（当センターの収集運搬委託業者が所有する車両）

2t プレスパッカー車（当センターが所有する車両）

2t 低床トラック（当センターが所有する車両）

7. 資源ごみの荷降し場所

- (1) 落札者が当センター入札参加資格審査申請時に提出した様式第9号（空き缶用）中の資源ごみが搬入される敷地（以下、「荷降し場所」という。）が当センター管内に確保されていること。ただし、荷降し場所が借地である場合、借地の貸主は令和3年度の当センター物品の調達（修繕）にかかる指名競争入札参加資格者名簿の営業種目が「再生利用の目的となる一般廃棄物処理業務」で登録された者でないものとする。
- (2) 搬入された空き缶を収納することが可能な敷地を確保されていること。
- (3) 搬入された空き缶がスチール缶及びアルミ缶に選別できるよう資源選別機が設置されていること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）及び関係法令等に基づく敷地の利用がされている場合は、当センター及び県等関係機関と調整の上、その許可を受けていること。
- (5) 荷降し場所及び選別等の業務を行う場所において、空き缶の飛散及び流出等がないように周辺環境への配慮がなされていること。
- (6) 荷降し場所には計量法に基づく計量検定において、合格した計量器（以下「計量器」という。）を設置し、搬入された空き缶が計量できるようにすること。

落札者は、直近の計量検定で計量器の合格を証明するもの（シール、証書等）の写しを提出すること。

8. 引渡方法

- (1) 当センターが行う資源ごみ収集日に、当センターの収集運搬委託業者が落札業者の荷降ろし場所へ搬入する。引渡しにあたり、空き缶の整理を行う者が常駐（原則、月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。ただし収集が遅れた場合等、時間を延長する場合がある。）すること。
- (2) 搬入日は、空き缶搬入車両が容易に旋回できる空地を確保すること。

9. 取引量

計量は、落札者の計量器で行い、計量伝票に記載された荷降ろし前後の差し引き重量をもって取引量とする。空き缶の搬入時ごとに計量伝票を落札者が当センターに提出する。なお、必要に応じて、当センターでの計量を行う。

10. 代金の納付

買取人は当センターからの請求書を受理した日から 30 日以内に納付することとする。ただし、過去 2 年間に当センター及び国または地方公共団体（国・地方公共団体の場合は同じ種類・規模の契約）と 2 回以上契約を締結したことがない場合は、契約締結後、センターが指定する期日までに契約単価に売却予定量に乗じて得た額の 3 分の 2 以上を納付するものとする。

11. その他

- (1) 引取った空き缶に不適切物が混入している場合でも、当該不適切物も含めた重量を取引量とし、不適切物は、落札者の責任において適正に処分すること。（構成市に啓発指導するため、不適切物等が混入し搬入された地区を当センターに連絡すること。）
- (2) 契約締結後、経済状況の変動により市場価格に著しい変動があった場合においても、契約金額の変更は原則行わない。
- (3) 廃掃法及び関係法令等に違反した場合、落札者との契約を解除するものとする。
- (4) 引取った空き缶を海外へ輸出するにあたっては、バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）に抵触しない処分方法であること。